

警察法の一部を改正する法律 参照条文

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一〜十二（略）

十三 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第

二十一 条第二十号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十四〜二十六（略）

5〜7（略）

（内部部局）

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局

刑事局

交通局

警備局

情報通信局

2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を置く。

（長官官房の所掌事務）

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六（略）

七 法令案の審査に関すること。

八 広報に関すること。

九 二十六 (略)

(警備局の所掌事務)

第二十四条 警備局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 警備警察に関すること。

二 警衛に関すること。

三 警護に関すること。

四 警備実施に関すること。

五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

2 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものをつかさどる。

(情報通信局の所掌事務)

第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 犯罪統計を除く警察統計に関すること。

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二

十六号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北管区警察局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区警察局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
中部管区警察局	名古屋	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿管区警察局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

四国管区警察局長	高松市	徳島県	香川県	愛媛県	高知県				
九州管区警察局長	福岡市	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 一十一 (略)

十二 第二十一条第二十二号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費

十三 第二十一条第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

2・3 (略)